

第2節 金融安定化フォーラム（F S F）

I 概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、金融監督の国際的協調強化等に関するティートマイヤー提案が、1999年2月（於：ボン）のG 7会合において承認され、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum：F S F）の設立が決定された。なお、初代議長にはクロケットB I S総支配人が就任した（任期は3年）。F S Fの目的は、①金融の安定に責任を有する各国の大蔵省、中銀、金融監督当局および国際機関、基準設定機関の間の情報交換を促進し、②金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融を更に安定させることである。F S Fには、G 7の蔵相・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、I M F、世銀、国際監督機関（バーゼル委員会、I O S C O およびI A I S）等が参加している。我が国からは、金融庁及び財務省、日本銀行がメンバーとなっており、作業部会等を含め、金融安定化フォーラムに主体的に参画している。

II 活動状況

1. 概要

F S F全体会合は、原則年2回開催されることとなっており、現在までに7回開催されている。第一回会合（1999年4月14日、於：ワシントンD.C.）では、オフショア金融センター（O F C s）、資金フローおよび高レバレッジ機関（H L I s）が金融の安定化にもたらす影響に対する懸念について検討する3つの作業部会が設置された。第二回会合（1999年9月15日、於：パリ）では、3つの作業部会から中間報告書が提出されるとともに、新たに、国際的な諸基準（資料23—2—1参照）の実施の促進について、また預金保険制度についてそれぞれ検討するアドホックなタスクフォースの設置が決定された。第三回会合（2000年3月25～26日、於：シンガポール）では、3つの作業部会から最終報告書が提出され、承認された。第四回会合（2000年9月7～8日、於：バーゼル）では、上記3作業部会の報告によって示された各種措置の実施状況についてフォローアップがなされるとともに、基準実施フォローアップグループによる報告書の提出や預金保険ワーキンググループによる中間報告が行なわれ、さらには電子金融にかかる既存の各種国際フォーラム等の活動を調整するため、電子金融コンタクトグループの設置が決定された。第五回会合（2001年3月22～23日、於：ワシントン）では国際金融システムの潜在的な脆弱性や国際会計基準について議論するとともに、各作業部会によるこれまでの活動のフォローアップが行なわれた。第六回会合（2001年9月6～7日、於：ロンドン）では、預金保険ワーキンググループによる最終報告書の提出、O F C sにかかる取組みの見直し等が行われ、第七回会合

(2002年3月25~26日、於：香港)では最近の大規模企業破綻がもたらした課題や、各国際機関によるテロ資金対策にかかる取組みの進捗状況などが議論された。

2. オフショア金融センター(OFCs)作業部会のフォローアップ状況

2000年4月におけるOFCs報告書では、OFCsの国際基準遵守状況のアセスメントをIMFに要請し、FSFはIMFの作業を支援することを提言とともに、その際、国際的な協力及び情報交換、基本的な監督のあり方等に関する基準の遵守状況のアセスメントが優先されるべきであると指摘した。このアセスメントを基に、FSFは監督体制等が不十分なOFCsのリストを2000年5月に公表している。2001年9月の第六回会合では、上記報告書にて指摘された諸懸念に対する措置の進捗状況についてレビューし、OFCsによる更なるディスクロージャーの必要性を確認するとともに、IMFによるアセスメントの迅速な完了を推奨した。2002年3月の第七回会合では、FSFとして今後も定期的にOFCsの問題に配慮していくとしつつ、本イニシアチブの包括的な実効性についての評価は、IMFによるアセスメントが完了する2003年に実施することとされた。

3. 預金保険ワーキンググループの取組み

主にこれから預金保険制度を導入しようとする途上国を対象とし、預金保険制度に関する国際的なガイダンスの作成目標として2000年に設置された。ワーキンググループ下にはモラルハザード問題や部分保護への移行、セーフティネット管理者間での連携等、16のトピックについてサブグループが形成されている。2000年9月の中間報告書の公表に続き、2001年9月には最終報告書として、『効果的な預金保険制度発展のためのガイダンス』が公表された。

4. 電子金融コンタクトグループの設置について

2000年9月のバーゼル会合にて電子金融に対する監督及び規制に関する論点についての洗い出しが行われたとともに、電子金融コンタクトグループの設置が決定された。同コンタクトグループはバーゼル委員会電子バンキンググループ等、電子金融を扱う6つの国際フォーラム各々の議長がメンバーとなっており、情報交換を行っている。なお金融庁は、APEC電子金融取引作業部会議長として、香港金融管理局とともに本コンタクトグループに参画している。